

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度さっぽろ子育て情報サイト及びアプリ運用保守業務
発 注 課	子) 子育て支援推進担当課
選 定 事 業 者	(株) サイネックス
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 【具体的事由】 さっぽろ子育て情報サイト及びアプリは、札幌市の子育てに関する行政情報や市民が必要とする情報を直接かつ素早く提供できるため、高い即時性を持つ媒体である。さっぽろ子育て情報サイト及びアプリに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、これらの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 また、当該サイト及びアプリのシステムには本市独自の機能追加を行っているため、保守業務の遂行にあたっては、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要がある。 このため、本業務はこれらの条件を満たす業者への委託が不可欠であり、当該サイトの運用管理システムを開発した(株)スマートバリューは、ホームページの構築や改修の提案、システム運用等のサポートを迅速に行うことができる唯一の事業者として、北海道内に事業所を有し業務提携関係にある(株)サイネックスを直接の営業窓口指定している。 ついては、サイトやアプリの開発、当該サイトのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)サイネックス以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年2月15日